

## 浜岡原子力発電所3号機 非常用ディーゼル発電機(A)の 動作不能および復旧について

平成 20 年 10 月 24 日

対象号機	3号機（定格熱出力一定運転中） ：沸騰水型、定格電気出力110万キロワット
発生日月	平成20年10月24日
発生時の状況	<p>本日、原子炉施設保安規定（※1）に基づく月1回の定期試験として、非常用ディーゼル発電機(A)（※2）の確認運転を行っていたところ、定格出力（出力6.3MW）到達後からの出力降下操作中（出力約3.5MW）に、出力を操作するためのコントロールスイッチによる出力操作ができなくなりました。</p> <p>このため、非常用ディーゼル発電機(A)は動作不能（使用できない状態）であると判断し、午後4時10分に原子炉施設保安規定で定める運転上の制限からの逸脱を宣言しました。</p> <p>その後、同スイッチの動作確認を行っていたところ、出力操作が可能になったため、再度、非常用ディーゼル発電機(A)の出力を定格出力から最低出力まで操作し、出力を操作するための装置（スイッチ回路および駆動部）の動作状況が良好であることを確認したことから、午後5時36分に、運転上の制限内への復帰を宣言しました。</p> <p>なお、本事象による3号機の運転への影響はなく、安定に運転を継続しています。</p>
放射能の影響	本事象による外部への放射能の影響はありません。
原因	現場での調査において再現がなく動作状況が良好であったことから、出力を操作するための装置の一過性の不良と推定していますが、次回以降の定期試験時にも当該装置の動作を確認してまいります。
<a href="#">お知らせ基準</a>	「表1-1 原子炉施設の故障により原子炉施設保安規定で定められた運転上の制限を逸脱したとき。」に該当します。

※1 原子炉施設保安規定は、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項を定めたもので、国の認可を受けています。

原子炉施設保安規定では、原子炉の状態が運転において、3台の非常用ディーゼル発電機が動作可能であることを要求しています。

※2 非常用ディーゼル発電機は、外部からの電源供給が停止した場合等に自動的に起動し、主要な機器（非常用炉心冷却系ポンプ等）に電力を供給する非常用の発電機で、3号機ではA系、B系および高圧炉心スプレイ系の3台があります。なお、通常はいつでも起動できるよう待機（停止）状態としています。

以上